

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市印鑑条例の一部改正について

【 目 的 】

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、総務省が所管する「印鑑登録証明事務処理要領」の改正に伴い、成年被後見人の登録資格について条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

第3条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第8条第1項第4号中「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））」を「記録」に、「記載が」を「記録が」に改め、同項第8号中「記載」を「記録」に改め、同条第2項中「磁気ディスク」の次に「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を加える。

第13条第1項第4号中「記載」を「記録」に改める。

2. 施行期日

公布の日から施行

3. その他

9月定例会に議案提出予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録1係 内線2147

47-1937 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

総務省が所管する「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の改正に伴う通知カード制度の廃止、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の閲覧単位の変更に伴い条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

別表第1住民基本台帳の一部の写しの閲覧の項中「1世帯」を「1件」に改め、同表通知カードの再交付の項を削る。

2. 施行期日

公布の日から施行

3. その他

9月定例会に議案提出予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録1係 内線2147

47-1937 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市駐車場条例の一部改正について

【 目 的 】

BUSターミナルおおた駐車場内の施設整備の状況に合わせ、駐車場使用料の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第6条第1項の表中、BUSターミナルおおた駐車場の使用料の1「最初の1時間まで無料」を「最初の2時間まで無料」に改める。

2 施行期日

令和2年10月1日

3 その他

令和2年9月定例会に議案上程予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載【 2. 予定なし】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

児童福祉法第34条の16第2項の厚生労働省令で定める基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準を踏まえ定めている太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正概要

(1) 第7条関係

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の緩和を図ることとする。この場合において、卒園後の受け皿の提供を行う保育所などの連携施設の確保に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、優先的に取り扱う措置、引き続き必要な教育又は保育の提供されるよう必要な措置を講じている場合は、連携施設の確保を不要とすることとする。

(2) 第24条第2項第2号関係

児童福祉法の一部改正により、同法第34条の20第1項第4号が第34条の20第1項第3号に繰り上げられたことに基づく、基準である省令の一部改正に伴い、引用している規定「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めることとする。

(3) 第38条第4号関係

これまで母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等に加え、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応を明確化することとする。

2 施行期日 施行は公布の日とします。

3 その他 令和2年9月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載【 2. 予定なし】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

子ども・子育て支援法第46条第3項の内閣府令で定める基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部を改正する府令が公布されたことに伴い、同基準を踏まえ定めている太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正概要

第42条関係

特定地域型保育事業者への連携施設の緩和を図ることとする。卒園後の受け皿の提供を行う保育所などの連携施設の確保に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、優先的に取り扱う措置、引き続き必要な教育又は保育の提供されるよう必要な措置を講じている場合は、連携施設の確保を不要とすることとする。

2 施行期日 施行は公布の日とします。

3 その他 令和2年9月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について

【 目 的 】

令和3年4月新たに稼働するごみ焼却施設の名称を「クリーンプラザ」と規定し、また、リサイクルプラザ建設事業費に係る起債の償還終了と新焼却施設建設事業の進捗による市町負担金の分賦割合を整理するにあたり、規約変更に関する協議をするものです。

【 概 要 】

- 1 主な改正内容
 - ・太田市外三町広域清掃組合の規約第3条は、共同処理する事務を定めるもので、第3号中「ごみ焼却施設（太田市清掃センター及び大泉町外二町清掃センターに係るものを除く。）」を「クリーンプラザ」に改めるものです。
 - ・同規約第12条は、組合経費の支弁方法を定めるもので、第2号（建設事業費及びその割合）、第3号（ごみ焼却施設建設事務費及びその割合）を削除し、第4号を第2号に改めるものです。
- 2 施行期日
令和3年4月1日
- 3 その他
令和2年9月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 施設管理係 内線1137 31-8153 ダイヤル

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 石澤光之 TEL 33-0200



【 表 題 】

太田市消防団条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市消防団員の公務災害補償及び退職報償金の支給について、その契約掛金に係る規定を明記するとともに、機能別消防団員については任用期間や消防事務の範囲・量といった活動形態が退職報償金支給の趣旨になじまないため、その掛金を対象外とするよう国の条例準則に倣い、本条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第5条の条文追加

- ・国の法律施行令の規定に基づき、消防団員の公務災害補償の契約掛金の額の算定に用いる条例定員を、機能別消防団員を含む700人とします。
(参考) 契約掛金：前年度10月1日現在の当該条例定員×1,900円
- ・国の法律施行令の規定に基づき、消防団員の退職報償金の契約掛金の額の算定に用いる条例定員を、消防団員の定員700人のうち退職報償金を支給することが適当でない団員(100名)を除いた人数とします。
(参考) 契約掛金：前年度10月1日現在の当該条例定員×19,200円

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 その他

令和2年9月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 タ イルイ

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 石澤光之 TEL 33-0200



【 表 題 】

財産の取得について（消防ポンプ自動車 CD-I型）

【 目 的 】

消防団の災害活動時の機動力となる消防ポンプ自動車の充実強化を図るものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車 CD-I型 2台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 35,250,500円（税込）
- 4 契約の相手方 小池株式会社（茨城県古河市幸町1番45号）
代表取締役 小池 裕之
- 5 配置先 太田市消防団 第4分団第1部（台之郷町）
太田市消防団 第8分団第3部（西野谷町）
- 6 契約履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで
- 7 指名競争入札指名業者（8者）
ジーエムいちほら工業株式会社、株式会社モリタ東京支店
温井自動車工業株式会社、株式会社佐藤工業所
小池株式会社、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所
日本機械工業株式会社本社営業部、長野ポンプ株式会社東京営業所
- 8 その他 本契約を締結するため、9月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 石澤光之 TEL 33-0200



【 表 題 】

財産の取得について（消防ポンプ自動車 CD-I型）

【 目 的 】

車両・資機材ともに老朽化した西部消防署の消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新し、装備の充実強化を図ることを目的とするものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車 CD-I型 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 40,920,000円（税込）
- 4 契約の相手方 株式会社佐藤工業所（群馬県前橋市力丸町487番地5）
代表取締役 伊藤 英明
- 5 配置先 西部消防署
- 6 契約履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで
- 7 指名競争入札指名業者（8者）
ジーエムいちほら工業株式会社、株式会社モリタ東京支店
温井自動車工業株式会社、株式会社佐藤工業所
小池株式会社、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所
日本機械工業株式会社本社営業部、長野ポンプ株式会社東京営業所
- 8 その他 本契約を締結するため、9月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 警防課 警防救助係 TEL 33-0203 タヤリン

●内容 【 2. 連絡事項 】

○公開 【 1. 可 】

○公開時期 【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 2200

【 表 題 】

令和3年度「群馬県予算等に関する要望」について

【 目 的 】

群馬県市長会が取りまとめる「群馬県予算等に関する要望」について、本市要望の集約結果を報告するものです。

【 概 要 】

1 要望事項一覧

No.	市所管部	市所管課	要望事項(事業名)	要望事項の要旨	県所管	新規・継続
1	総務部	災害対策課	県管理河川の重要水防箇所整備事業について	県が所管する河川の重要水防箇所の再点検と、重要度が高い箇所の河川整備を図ることを要望する。	県土整備部 (河川課)	継続
2	都市政策部	市街地整備課	組合土地区画整理事業の促進について	組合土地区画整理事業への支援の県の積極的拡充を要望する。	県土整備部 (都市計画課)	継続
3		まちづくり推進課	空家等対策事業に対する支援について	空き家の除却を促進するため、市町村の補助施策に対する県の補助制度を創設することを要望する。	県土整備部 (住宅政策課)	継続
4		下水道課	流域下水道の維持管理に係る県負担及び流域下水道の建設費に係る県負担について	流域下水道の維持管理に係る県負担及び流域下水道に係る建設費の県負担については引き続き群馬県からの負担を要望する。	県土整備部 (下水環境課)	継続
5			浄化槽設置整備事業補助金の促進について	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するための浄化槽の設置を促進し、水質保全を図ることを要望する。	県土整備部 (下水環境課)	継続
6		道路整備課	幹線道路網等の整備について	他都市との連携促進や市内循環の円滑化、災害時における救急輸送体制の確立のための、幹線道路網の整備を要望する。(太田西部幹線道路、太田北部幹線道路)	県土整備部 (道路整備課)	継続

2 今後の予定

- ・ 11月上旬 市長会で協議・決定後、県知事に要望書を提出
- ・ 翌年3月末 県議会終了後、県から回答

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線 2293 47-1892ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

交流物産館の新規オープンについて

【 目 的 】

本施設はBUSターミナルおおた利活用事業として、姉妹都市、友好都市をはじめとする交流都市との物産交流の拠点を民間の活力により建設し、市民の賑わいの創設と交流人口の拡大を図ります。

【 概 要 】

1	日 時	完成記念式典 グランドオープン	令和2年9月16日(水) 午前11時 9月24日(木) 午前10時
2	事業主体	株式会社 大雄建設	
3	施設の所在	太田市飯塚町69番3 ※BUSターミナルおおた地内	
4	施設名称	おおた・北茨城交流物産館 バスターミナル駅	
5	施設概要	水産	店名 みなとの魚 出店業者 株式会社 大雄建設
		青果	店名 ^{てんでん} 田田おおた 出店業者 JA太田市
		食肉	店名 (株)群馬県食肉卸売市場直営 肉の駅おおた店 出店業者 株式会社 群馬県食肉卸売市場
		レストラン	店名 海鮮 加一 出店業者 有限会社 加一
		交流都市コーナー	太田市利用スペース ※通常時は交流都市の観光案内を掲示配布、またイベントとして特産品の販売を予定
6	営業時間	午前10時から午後8時まで ※レストランについては午前11時から午前0時まで	
7	定休日	毎週水曜日及び12月31日から1月3日まで	
8	その他	現在オープンに向けて従業員約30名を募集し、新たな雇用の創出に寄与しております。	

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 交流推進課 交流推進係 内線2221 47-1908 ダイヤリン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市戦没者等追悼式について

【 目 的 】

先の大戦において多数の市民が戦死し、また、空襲により多くの市民が犠牲となりました。終戦75年を迎え、犠牲者に対して、市民を挙げて追悼の意を捧げるとともに、悲しみの歴史を二度と繰り返すことのないよう、世界の恒久平和の確立を祈念するため、太田市戦没者等追悼式を実施するものです。

【 概 要 】

- 1 日 時 令和2年10月3日 (土) 午前10時 開式
- 2 場 所 太田市新田文化会館 (エアリスホール)
- 3 主 催 太田市
- 4 式典方式 無宗教・献花方式
- 5 参加者 来賓 (県知事、市議会議員、区長他)
太田市遺族会
太田市老人クラブ連合会
太田市民生児童委員協議会
太田地区更生保護女性会
市長他 (各部長以上)
合計129名
- 6 受 付 1階ロビー
- 7 戦没者等人数 3,026名
- 8 その他 広報おおた9月1日号に追悼式開催を掲載予定

【 備 考 】 * 問い合わせ先 福祉子ども部社会支援課 管理係 内線2521

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業の施行認可について

【 目 的 】

標記事業について、令和2年8月3日付けで施行者が群馬県より施行認可されたため、報告するものです。

【 概 要 】

1 施行認可の概要

- ①施行者 山本高治郎及び関東建設工業株式会社
(太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業共同個人施行者)
- ②事業期間 令和2年8月11日(施行認可公告の日)から
令和4年12月31日まで
- ③施行地区 太田市浜町3番19ほか(面積は約1.3ha)

2 事業計画の概要

- ①計画の概要 テナント棟1(店舗・業務施設、5階建て)
テナント棟2(店舗・業務施設、5階建て)
駐車場棟(自走式、4階建て)

②総事業費(見込) 約54.9億円

③補助金(見込) 約15.1億円(国、市)

※総事業費は当初計画より約4億円の増となりましたが、補助金の額は変更ありません。

3 今後のスケジュール(予定)

- 権利変換計画認可 令和2年10月
- 建築工事 令和2年10月～令和4年 3月
- 事業終了(清算、権利変換登記など) 令和4年12月

4 その他

市ホームページに掲載予定。

【 備 考 】

* 問い合わせ先

都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載 【 2. 予定なし】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7080



【 表 題 】

令和元年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について

【 目 的 】

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられています。

そこで、太田市教育行政方針に基づき実施した施策について、教育委員会自らが評価を行い、透明性を確保するため学識経験者の意見を付し、市民への説明責任を果たすため報告するものです。

【 概 要 】

1. 点検・評価の方法

平成31年度太田市教育行政方針に基づき、各課の主な課題を明らかにし、その取組状況及び成果について施策評価を行いました。

2. 事務事業評価委員 (敬称略)

氏 名	経 歴 等
木村 孝	弁護士
大澤 範之	元中学校長

3. 点検・評価報告書

令和元年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書は、別添のとおり

【 備 考 】

- 内 容 【2. 連絡事項】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【委員会協議会后】

教育部長 氏名 春山 裕 TEL 20-7082

【表 題】

令和3年太田市成人式の開催について

【目 的】

二十歳の青年の新しい門出を祝福し、成人がお互いにその喜びを分かち合い、社会からの信頼と期待に応えられる社会人となるための自覚と認識を促進するために実施します。

【概 要】

- 1 名 称 令和3年太田市成人式
- 2 期 日 令和3年1月10日（日）
- 3 会 場 太田市民会館
- 4 学校別編成及び式典時間

区 分	出身中学	対象者数	式典開始時間	式典終了時間
第1部	尾島・木崎・生品・綿打・藪塚本町 太田中・ぐんま国際アカデミー 太田養護	791名	10時30分	11時20分
第2部	休泊・強戸・宝泉・毛里田 城西・城東	767名	13時20分	14時10分
第3部	西・北・東・南・旭 市外中学・その他	762名	16時10分	17時00分

※対象者数は各校卒業生名簿より算出

- 5 対 象 者 平成12年4月2日から平成13年4月1日までの出生者で、令和2年10月31日現在太田市内に住民登録を有する者（但し、市外に在住している者は申し出により出席可能）
- 6 新型コロナウイルスによる昨年度からの主な変更点
 - ・ 式典を2部制から3部制に変更
 - ・ 席を1つ空けて着席（定数の半数のみ使用）
 - ・ 主催者来賓者出席の削減
 - ・ アトラクションは抽選会のみ（ジャズ演奏はなし）
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を行う

【備 考】

今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により中止の可能性もあります。

* 問い合わせ先 教育部 青少年課育成係 外線 20-7082

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后】

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田市丸山地区商業用地への出店に関する公募型プロポーザル審査結果の報告について

【 目 的 】

太田市が事業決定し、太田市土地開発公社が商業集積地として整備していく丸山地区の商業用地について、整備完了後に出店する事業者の選定結果を報告するものです。

【 概 要 】

- 1 事 業 名 太田市丸山地区商業用地への出店に関する公募型プロポーザル
- 2 特定事業者 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2-1
株式会社カインズ 代表取締役 高家 正行
- 3 参加事業者 1者
- 4 選 定 日 令和2年7月28日(火)
- 5 選 定 委 員 5名
- 6 そ の 他 太田市・太田市土地開発公社・株式会社カインズの3者で商業集積地の基本的事項に関する覚書を締結します。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 産業環境部 商業観光課 商業係 内線2631 47-1833 タイヤイン